

これから住宅を建てる・購入される皆様へ

「住宅瑕疵保険」をご存知ですか？



せっかく建てた(買った)家、あとになって雨漏りがしたり、柱が傾いたり、基礎にひびが入ったり…心配はありませんか?

これらの事故の原因が瑕疵によるものであった場合、必ず補修できるようにするための、保険の仕組みがあります。

それが**住宅瑕疵保険**です。
(正式には住宅瑕疵担保責任保険)

瑕疵とは「①きず。欠点。②法的になんらかの欠陥・欠点のあること」

住宅瑕疵保険とは、引渡しを受けた新築住宅に、万が一後日、欠陥が見つかった場合に、その欠陥を補修するためにかかった費用をお支払いする保険です。



「あんしん住宅瑕疵保険」の仕組み

④住宅品質確保法

(住宅の品質確保の促進等に関する法律)

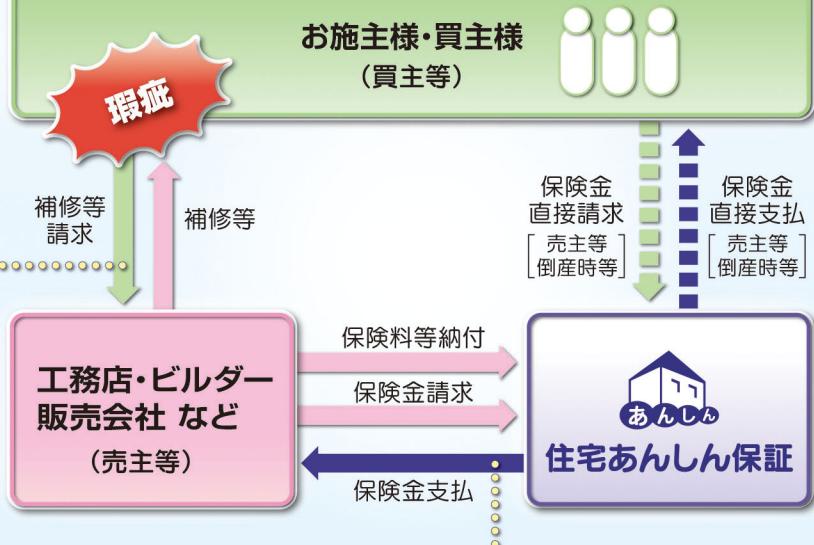
- 新築住宅は、「住宅品質確保法」によって引渡しから10年間の保証があります。
- 瑕疵(欠陥)が見つかった場合には、住宅事業者が無料で直さなければなりません。
瑕疵担保責任
- 保証されるのは、住宅の構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分です。

法律が皆様を守ります!

⑤住宅瑕疵担保履行法

(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律)

- 住宅事業者は、保険に加入したり、保証金を預けておくことで、住宅に瑕疵(欠陥)があった場合、欠陥を補修するための費用を確保することが法律で義務づけられています。
- 万が一、住宅事業者が倒産した場合は、買主等に直接保険金をお支払いできます。



1号

義務

2号

任意



「義務化保険」と「任意保険」

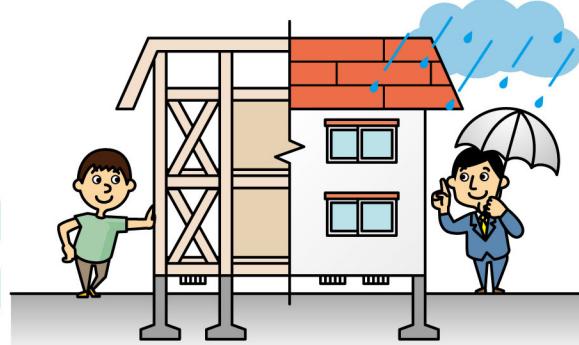
例えば分譲住宅の場合、建設工事完了日から売買契約締結までが1年以内の住宅が義務化保険(1号保険)の対象ですが、1年を過ぎても2年以内に売買契約が締結されれば、利用可能な任意保険(2号保険)もご用意しています。

② どんなところが保険の対象になるの?

保険の対象となる部分は、住宅の中でも特に重要な部分である以下の部分です。

⇒ 柱、基礎などの構造耐力上主要な部分

⇒ 外壁、屋根などの雨水の浸入を防止する部分



③ 保険の検査は何回?

原則 **2回** の検査で瑕疵の防止につながります。

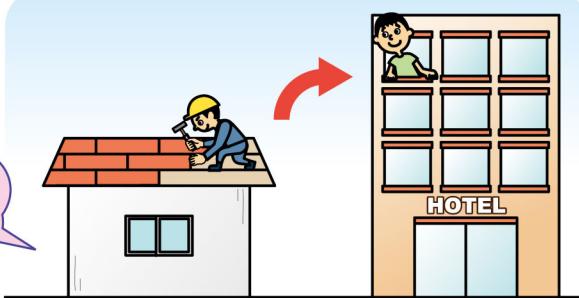
④ 保険期間は何年?

原則として引渡し日より **10年間** になります。

⑤ どんな事に保険が支払われるの?

欠陥を補修するための工事代金以外にも、補修のための調査費用や、補修工事中の仮住まいの費用なども含まれます。

仮住まいの費用も
お支払い!!



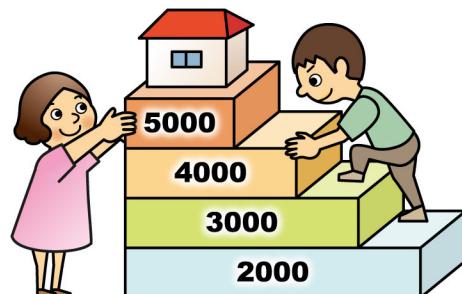
⑥ 保険金は最大いくらまで支払われるの?

2,000万円 になります。

住宅瑕疵担保履行法で定められている最低限の保険金額である2,000万円のプランです。

住宅価格が2,000万円を超える場合のオプションプラン(戸建住宅の場合のみ)をご用意しています。

3,000万円プラン 4,000万円プラン 5,000万円プラン



保険金をお支払いできない場合もございます。詳しくは事業者様へご確認ください。

⑦ プランについて



- 保険加入の住宅(1号保険のみ)は、トラブルの際に申請手数料一円で住宅紛争処理制度が利用できます。
- 紛争処理の対象は、住宅の欠陥に限らず、工事代金や工期についてのトラブルも対象となります。
- 紛争処理をおこなうのは、全国の弁護士会に設置された「住宅紛争審査会」です。
- 「住宅紛争処理支援センター(住まいるダイヤル)」では、相談や専門家による面談をおこなっています。

このご案内はお施主様にできる限りわかりやすく保険の概要をお伝えするために、商品情報を抜粋し、平易な用語を用いてご説明しております。詳細な情報は事業者様にご確認ください。

株式会社 住宅あんしん保証は、国土交通大臣から指定をうけた住宅専門の保険会社です。



住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社 住宅あんしん保証

■ 本社

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-6-6 八重洲センタービル7F

TEL.03-3516-6333(代表) FAX.03-3516-6332

ホームページ

お客様相談室

<http://www.j-an Shin.co.jp> **TEL.03-6824-9095**

お問い合わせ先